

2005年12月20日

第60回会期

議事日程議題46および120

総会決議

[主要委員会への付託無し(A/60/L.40)]

60/180 平和構築委員会

総会は、

国際連合憲章に謳われた目的および原則を指針とし、

2005年世界サミット成果文書¹を再確認し、

とりわけ、世界サミット成果文書の第17から105項までを想起し、

発展、平和および安全並びに人権は、互いに関連し、相互に強化し合うものであることを認識し、

持続可能な平和の達成を目的として、紛争後の平和構築および和解に対する、調整され、一貫し、統合された対処法の必要性を強調し、

紛争から復旧、再統合および復興に向けて脱却しつつある諸国の特別なニーズに取り組み、それら諸国が持続可能な発展の基礎を築くのを援助するための、専用の国際的なメカニズムの必要性を認識し、

また、紛争を予防すること、および、紛争当事者が、敵対行為を停止して、復旧、再建および発展へと脱却するのを援助すること、並びに、国際的な関心と援助を持続的に動員することに関する国際連合のきわめて重要な役割も認識し、

国際連合の諸機関の国連憲章に定義された各々の責任および任務並びにそれらの間の調整を強化する必要を再確認し、

国の主体的取組を確保する目的から、紛争後の平和構築のための優先事項および戦略を確認することにおける、紛争から脱却しつつある諸国、または、再び紛争に陥る危険のある諸国の、設立されているならば、政府および暫定政府並びに当局の主要な責任を確認し、

それとの関連で、能力構築の努力を含め、紛争から脱却しつつある諸国の効果的な統治のための機関を設立し、再建し、または改革するための国内的な努力を支援することの重要性を強調し、

地域的および準地域的機構の、それぞれの地域における平和構築活動の実施に関する重要な役割を認識し、また、その目的のために、それらの努力および能力構築に対する持続的な国際的支援の必要性を強調し、

また、最近紛争後の復旧を経験した諸国が、平和構築委員会の活動に対し有益な貢献をなすであろうということも認識し、

さらに、資金、部隊および文民警察官の提供を通じた、国際連合の平和維持および平和構築の努力を支援する加盟諸国の役割を認識し、

市民社会および女性組織を含む非政府組織の平和構築の努力に対する重要な貢献を認識し、

紛争の予防と解決および平和構築における女性の重要な役割を再確認し、また、平和および安全の維持と促進のための全ての努力への彼女らの平等な参加および十分な関与の重要性、並びに、紛争の予防と解決および平和構築に関する意思決定における彼女らの役割を増大させることの必要性を強調し、

1. 安全保障理事会と一致して行動し、国際連合憲章第7、22 および 29 条に従って、2005 年世界サミットによる決定¹を実行に移すことを目的として、政府間諮問機関として、平和構築委員会を設立することを決定する。

2. また、以下のものが、当該委員会の主要な目的とされるものと決定する。

- (a) 資源を組織的に利用し、紛争後の平和構築および復旧のための統合戦略について助言し、提案するために、全ての関係者を結集させること。
- (b) 紛争からの復旧のために必要な再建および制度構築の努力に対する関心を集めること、および、持続可能な発展の基礎を築くための統合戦略の策定を支援すること。
- (c) 国際連合の内外において、全ての関係者間の調整を改善するために勧告し、情報を提供すること、優良事例を発展させること、初期の復旧活動のための予測可能な資金供与を確保すること、および、紛争後の復旧に対して国際社会の関心が向けられる期間を延長すること。

3. さらに、当該委員会は、それぞれの展開部で会合を開くものと決定する。

4. 当該委員会は、自らの議事手続規則および作業方法の策定について責任を負う常設の組織委員会を有するものと決定する。構成は、

- (a) 安全保障理事会によって決定される規則および手続に従って選出される、常任理事国を含む、安保理の7理事国。
- (b) 経済社会理事会によって決定される規則および手続に従って、紛争後の復旧を経

験した諸国に対し適正な考慮を払って、地域グループから選出される、同理事会の7理事国。

(c) 上記(a)または(b)で選出された諸国に含まれていない、国際連合の分担金ならびに常設平和構築基金を含む国際連合の基金、計画および機関に対する自発的拠出金の上位提供国10か国によって、事務総長が提供する一覧表に従い、統計データの利用できる過去3年間における平均年間拠出額に基づいて、それら諸国の拠出の規模に適正な考慮を払って、それら諸国の中から選出された上位提供国5か国。

(d) 上記(a)、(b)、または(c)で選出された諸国に含まれていない、国際連合ミッションへの軍事要員および文民警察官の上位提供国10か国によって、事務総長が提供する一覧表に従い、統計データの利用できる過去3年間における平均年間提供人数に基づいて、それら諸国の提供人数の規模に適正な考慮を払って、それら諸国の中から選出された上位提供国5か国。

(e) 当該委員会の全体的な構成において全ての地域グループからの代表を参加させること、および、紛争後の復旧を経験した諸国からの代表を参加させることに適正な考慮を払って、総会によって決定される規則および手続に従って、さらに7か国が選出されるものとする。

5. 構成国は、いかなるときも、上記第4項に規定された範疇の中の1つのみから選出可能であることを強調する。

6. 組織委員会の構成国は、適宜更新可能な2年間の任期を務めるものと決定する。

7. また、平和構築委員会の特定の国家に関する会合は、上記第4項で言及された組織委員会の招請に基づき、当該委員会の構成国に加え、構成員として以下からの代表を含むものと決定する。

(a) 審議の対象となっている国

(b) 紛争後のプロセスに関与している当該地域の諸国、救援の努力および／または政治対話に関与している諸国、並びに、関係する地域的および準地域的機構。

(c) 復旧の努力に関与している資金、部隊および文民警察官の主要な提供国。

(d) 現地の上級国際連合代表およびその他の関係の国際連合代表。

(e) 関係する可能性のある地域的および国際的金融機関。

8. さらに、事務総長の代表が、平和構築委員会の全ての会合に参加するよう招請されるものと決定する。

9. 世界銀行、国際通貨基金およびその他の援助提供機関の代表が、当該委員会の全ての会合に、その運営の取極に適合した方法で、参加するよう招請されるものと決定する。

10. 当該委員会は、可能な場合には、平和構築プロセスへの国の主体的取組を確保する目的から、審議の対象となっている諸国の政府当局または暫定当局と協力して活動するも

のとすることを決定する。

11. また、当該委員会は、適切な場合には、国連憲章第8章に従った地域的および準地域的機構の平和構築プロセスへの関与を確保するために、それらの機構との緊密な協議のもとに活動するものとすることも強調する。

12. 組織委員会は、上に規定された平和構築委員会の主要な目的に従って、さまざまな地域の国々における状況に取り組むに当たって均衡を維持することに適正な考慮を払って、以下に基づいて平和構築委員会の議事日程を設定するものとする。

(a) 安全保障理事会からの助言の要請

(b) 紛争に陥るか、または、再び陥る瀬戸際にあり、且つ、安全保障理事会がその紛争に関与していないという例外的な状況における、関係加盟国の同意を得た、国連憲章第12条に従った経済社会理事会または総会からの助言の要請。

(c) 紛争に陥るか、または、再び陥る瀬戸際にあり、且つ、その紛争が安全保障理事会の議事日程に載っていないという例外的な状況における、加盟国からの助言の要請。

(d) 事務総長からの助言の要請。

13. また、当該委員会は、国際的金融機関を含む全ての関係機関および関係者に対し、その審議および勧告の結果を国際連合の文書として公の利用に供するものと決定する。

14. 国際金融機関を含む全ての関係の国際連合の機関並びにその他の機関および関係者に対し、適切な場合には、各々の職務権限に従って、当該委員会の助言に基づき行動をとるよう招請する。

15. 当該委員会は、総会に対し年次報告書を提出するものとし、また、総会は、当該報告書を再検討するために年次討論を開くものとすることを決定する。

16. 安全保障理事会が積極的に関与し、その議事日程に載っている紛争後の状況においては、とりわけ、国際連合が職務権限を付与した平和維持ミッションが現地に存在しているか、または始動中の場合には、国連憲章に従った国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任を考慮して、当該委員会の主要な目的は、安保理に対し、その要請に基づき、助言を与えることであることを強調する。

17. また、経済社会理事会の、経済的社会的発展の問題に関する調整、政策の再検討、政策対話および勧告のための主要機関としての役割に留意して、国家が移行期の復旧から発展へと向かう際に、持続的に注意を促すための当該委員会の助言は、とりわけ、同理事会と関連性を持つことも強調する。

18. 当該委員会は、全ての事項において、構成員のコンセンサスに基づいて行動するも

のと決定する。

19. 地域および現地の関係者の参加の重要性に留意し、当該委員会の討議に最も関係のある人々の積極的な参加を実現するために、テレビ会議の利用、ニューヨーク以外での会合およびその他の方式を含む、柔軟な作業手法を採用することの重要性を強調する。

20. 当該委員会に対し、その全ての活動にジェンダーの視点を取り入れるよう求める。

21. 当該委員会に対し、適切な場合には、市民社会、女性組織を含む非政府組織および民間セクターと協議するよう奨励する。

22. 持続可能な平和および発展の基礎が確立された場合に、または、審議の対象国の国家当局の要請に基づいて、当該委員会が特定の国家の状況に対する審議を終了するよう勧告する。

23. 事務局内に、既存の資源の範囲内で、当該委員会を援助し、支援するために、資格ある専門家を職員とする、小規模な平和構築支援事務室を設置するようとの総会の事務総長に対する要請を再確認し、また、それとの関連で、かかる支援には、財源の利用可能性、関係する国際連合の国内計画立案活動、短期および中期復興計画の目標達成に向けた進展、ならびに、分野横断的な性格を持つ平和構築問題に関する優良事例に関する情報の収集および分析を含むことを認識する。

24. また、平和構築活動の開始に必要な資源の即時の提供および復興のための適切な資金の利用を確保することを目的として、自発的拠出金によって賄われ、且つ、既存の手段を適正に考慮に入れた、紛争後の平和構築のための複数年度の常設平和構築基金を設立するようとの総会の事務総長に対する要請も再確認する。

25. 事務総長に対し、平和構築基金の設立のための取極について、総会に対し第 60 回会期中に報告するよう要請する。

26. 上記第 4 項に言及された関係機関および加盟国に対し、事務総長が本決議の採択後できるだけ速やかに組織委員会の第 1 回設立会合を招集できるようにするために、当該委員会の構成国名を彼に対し連絡するよう求める。

27. 上述の取極は、それが合意された平和構築委員会の任務を遂行するのに適切なものであることを確保するために、本決議の採択から 5 年後に再検討されること、また、かかる再検討およびその結果としてのいかなる変更も、上記第 1 項に規定されたものと同じ手続によって決定されることを決定する。

28. また、「平和構築委員会報告書」と題する項目を、第 61 回会期の仮議事日程に含め

ることも決定する。

注

1 決議 60/1 参照